

京都市浄化槽補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、生活排水による河川等の公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置の促進を目的とし、浄化槽の設置に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽（建築基準法第6条の規定による確認を受けたもの又は浄化槽法第5条第1項に規定する設置の届出があり、かつ、同条第2項に規定する期間を経過したものに限る。）であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90%以上、放流水のBODが20mg/1以下の機能を有するとともに、浄化槽法第4条第2項の規定による構造基準及び合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するものをいう。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定するものをいう。
- (3) くみ取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取りをする方式の便槽を含む。）をいう。
- (4) 専用住宅等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 専ら居住の用に供する建築物
 - イ 事務所等を併用する建築物のうち、居住の用に供する部分の建築物
- (5) 建築 建築基準法第6条第1項の規定により確認を受ける新築、増築等をいう。
- (6) 宅内配管工事 浄化槽への流入管、升の設置及び住宅の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置工事をいう。

(補助対象地域)

第3条 補助の対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、環境省が定める浄化槽設置整備事業実施要綱第3（1）において規定する地域、農業集落排水事業区域以外の地域及びその他市長が特別の事情があると認められる地域とする。

(交付の対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 自らが居住する専用住宅等における既存単独処理浄化槽に換えて浄化槽を設置する者
 - (2) 自らが居住する専用住宅等におけるくみ取り便槽に換えて浄化槽を設置する者
 - (3) 自らが居住する専用住宅等を建築し、浄化槽を設置する者であり、次に掲げるいずれにも該当しない者
 - ア 従前の居住地が下水道法第4条第1項の規定により公共下水道の事業計画の認可を受けた区域であり、下水道に接続していなかった者（ただし、戸建て住宅かつ持ち家であった場合に限る）
 - イ 下水道法第4条第1項の規定により公共下水道の事業計画の認可を受けた区域以外の地域であり、浄化槽を使用していた者
- 2 その他市長が補助金を交付することが適当であると認める者

(交付の対象範囲)

第5条 補助金は、浄化槽の整備に要する経費のうち、浄化槽本体費用、本体の設置に必要な工事費（流入、放流に係る管きょ及びますに係る費用を除く。）（以下「設置補助対象経費」という。）及び宅内配管工事費（以下「宅内配管補助対象経費」という。）であって、市長が適当と認めるものについて交付する。ただし、宅内配管補助対象経費は、第4条第1項第1号に該当する者における経費に限る。

(補助金の額)

- 第6条 設置補助対象経費に係る補助金の額は、別表に定める額（環境省が定める循環型社会形成推進交付金交付取扱要領別表3に掲げる人槽区分の基準額）又は設置補助対象経費のいずれか少ない額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 2 宅内配管補助対象経費に係る補助金の額は、宅内配管補助対象経費の総額又は300,000円のいずれか少ない額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

- 第7条 条例第9条の規定による申請は、浄化槽の設置の工事の開始の日の7日前までに、浄化槽補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、行わなければならない。
- (1) 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
 - (2) 設置する浄化槽の環境衛生上の観点から適合する旨の通知書の写し（浄化槽設置届出書の写しを添える場合）

- (3) 浄化槽法第5条第4項の規定による適合する旨の通知書の写し（浄化槽設置届出書の写しを添える場合）
 - (4) し尿浄化槽概要書の写し（建築確認通知書の写しを添える場合）
 - (5) 設置する浄化槽の環境衛生面に関する意見書の写し（建築確認通知書の写しを添える場合）
 - (6) 登録証の写し（浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領に基づくもの）
 - (7) 登録浄化槽管理票（C票）
 - (8) 処理対象人員算定書
 - (9) 型式適合認定書の写し
 - (10) 配置図
 - (11) 付近見取図
 - (12) 浄化槽の設置に係る賃貸人の承諾書（自らが居住する専用住宅等を借りている場合）
 - (13) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請の受付期間は、浄化槽を設置する年度の4月1日から12月28日まで（京都市の休日定める条例第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）とする。ただし、申請のあった補助金の総額が当該年度における当該予算の上限に達することとなった場合には、その日をもって受付を終了する。
- 3 前項の規定による交付申請の受付を終了する日に到着した交付申請書が複数あった場合においては、抽選により受付を行う者を決定する場合がある。

（標準処理期間）

第8条 市長は、前条第1項による交付申請書を受理した日の翌日から起算して、21日以内に第9条第1項の決定及び同条第2項又は第3項の通知を行うものとする。ただし、同条第1項に規定する現場調査を行う場合は、前条第1項に掲げる交付申請から浄化槽の設置工事（以下「設置工事」という。）の開始までに要する期間を除く。

（補助金交付の決定及び通知）

- 第9条 市長は、第7条第1項の規定による申請があったときは、交付申請書に記載された事項を確認するため、必要に応じて現場の調査を行い、その内容を審査したうえ、補助の適否を決定する。
- 2 市長は、前項の規定により、補助金を交付するに適すると認めたときは、補助金の交付及び交付予定額を決定し、交付の条件を付し、浄化槽補助金交付決定通知書（第2号様式）により、第7条第1項の規定に基づく申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により、補助金を交付するに適しないと認めた者に対しては、その理由を付した浄化槽補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

のとする。

(申請事項等の変更)

第10条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、浄化槽補助金変更等届出書（第4号様式）により市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

- (1) 第7条第1項に規定する交付申請の内容を変更しようとするとき。
- (2) 設置工事を中止しようとするとき。
- (3) 第11条第1項の規定に基づく届出の期日を超えて、設置工事完了予定日を延期しようとするとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

(設置工事完了の届出)

第11条 交付決定者は、条例第18条の規定による実績報告をするときは、浄化槽設置工事完了届出書（第5号様式。以下「完了届出書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、設置工事完了後速やかに、又は浄化槽を設置する年度の3月20日（京都市の休日定める条例第1条第1項に規定する本市の休日を除く。以下「完了期日」という。）までに行わなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との間で取り交わした業務委託契約書等の写し
- (2) 浄化槽法第7条及び11条に規定する法定検査申込受理書の写し
- (3) 浄化槽設置工事に係る明細書（浄化槽本体価格を含む。）及び請求書の写し
- (4) 宅内配管工事当該工事に係る明細書及び請求書の写し（第4条第1項第1号に該当する者で宅内配管工事に対する補助を申請した場合のみ）
- (5) 浄化槽使用廃止届出書の写し（第4条第1項第1号に該当する場合）
- (6) 基礎工事等及び宅内配管工事等の状況を示す写真
- (7) 浄化槽設置工事が完了した旨を証する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、完了期日までに前項の届出ができない見込みとなった場合は、速やかに前条の規定による届出を行わなければならない。

(補助金の交付額の決定及び通知)

第12条 市長は、交付決定者から条例第18条による完了届出書が提出されたときは、届出書及び市長が必要と認める書類の審査並びに現場の調査を行い、設置工事が適正に施工されたことを確認したうえ、補助金の額を決定し、浄化槽補助金交付額決定通知書（第6号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条の規定により補助金の交付の通知を受けた者は、当該通知を受けた日から30日以内又は4月15日のいずれか早い日までに浄化槽補助金交付請求書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を請求するものとする。

(1) 補助金の交付の通知を受けた者の住民票(記載された住所が本申請に係る専用住宅等の設置場所と同一であること)の写し等

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付を受けた者の責務)

第14条 補助金の交付を受けた者は、浄化槽法及び京都市浄化槽取扱指導要綱に規定する浄化槽管理者の義務を忠実に守るものとする。

(報告の徴収等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者又は補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について、報告若しくは資料の提出を求め、検査し、又は指示することができる。

附 則

1 この要綱は、平成元年6月1日から施行する。

2 この要綱は、この要綱の施行前に設置の届出のなされた家庭用合併処理浄化槽に係る設置者又は購入者については、適用しない。

附 則

この要綱は、平成2年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。ただし、平成5年5月31日までに、改正後の京都市家庭用合併処理浄化槽補助金交付要綱第8条に規定する「家庭用合併処理浄化槽設置工事完了届出書」を提出する者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 補助金の額（第6条関係）

人槽	補助金の額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円
11～20人槽	939,000円
21～30人槽	1,472,000円

第1号様式（第7条関係）

浄化槽補助金交付申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の現住所	申請者の氏名 電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により補助金の交付を申請します。					
申 請 の 区 分		☐ 既存の専用住宅等に浄化槽を設置（入換えを含む） ☐ 専用住宅等の建築に伴い浄化槽を設置			
従前の処理方式		☐ 既存単独処理浄化槽 ☐ くみ取り便槽 ☐ その他（ ）			
申 請 額		円 円 円 （ 浄化槽の設置に要するもの 宅内配管工事に要するもの ）			
設 置 場 所		☐ 申請者の現住所と同一の場所 ☐ 申請者の現住所以外の場所 京都市 区			
専用住宅等の用途		☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅（用途 ）			
専用住宅等の面積		居住部分の床面積 平方メートル その他の床面積 平方メートル			
浄化槽	メーカー名		処 理 方 式	方式	
	型 式 名		規 模	人槽	
	施工業者名		浄化槽設備士名		
着工予定年月日		年 月 日			
完了予定年月日		年 月 日			

注 該当する□には、✓印を記入してください。

第 号

浄化槽補助金交付決定通知書

様	年 月 日
	京都市長 (担当)

京都市浄化槽補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により補助することを決定したので通知します。	
申請年月日	年 月 日
設置場所	京都市 区
補助金予定額	円
交付の条件	1 第 7 条に規定する交付申請の内容を変更しようとするとき及び市長が必要と認めるときは、あらかじめ浄化槽補助金変更等届出書により市長に届け出ること。 2 設置工事完了後速やかに、又は完了期日までに、浄化槽設置工事完了届出書により市長に実績報告すること。 3 設置工事を中止しようとするとき、又は完了期日を超えて設置工事完了予定日を延期しようとするときは、浄化槽補助金変更等届出書により速やかに市長に届け出ること。 交付決定者は、本項の届出をし、市長に受理されたときは、本交付決定の取消しに同意したものとする。 4 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。 (1) 京都市補助金等の交付等に関する条例第 22 条第 1 項各号に定める事由のいずれかに該当するとき。 (2) 同要綱に定める規定に違反したとき又は完了期日までに浄化槽設置工事完了届出書による実績報告の届出がなかったとき。
申請の取下げ	当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日の翌日から起算して 20 日以内に申請の取下げをすることができます。

(留意事項)

- 1 設置工事は、浄化槽法第 6 条に規定する基準に従い、適正に施工すること。
- 2 設置工事の遂行の状況に関し、市長の要求があったときは、速やかに報告すること。

第 号

浄化槽補助金不交付決定通知書

様	年 月 日
	京都市長 (担当)

京都市浄化槽補助金交付要綱第9条第3項の規定により補助金を交付しないことを決定したので通知します。	
申 請 年 月 日	年 月 日
設 置 場 所	京都市 区
不 交 付 の 理 由	

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第4号様式 (第10条関係)

淨化槽補助金變更等届出書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の現住所	届出者の氏名 電話 ー

[illegible]

注 該当する□には、✓印を記入してください。

第 5 号様式（第 1 1 条関係）

浄 化 槽 設 置 工 事 完 了 届 出 書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の現住所	届出者の氏名 電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 8 条の規定により設置工事が完了したので 届け出ます。	
補助決定通知の 年月日及び番号	年 月 日 第 号
設 置 場 所	☐ 申請者の現住所と同一の場所 ☐ 申請者の現住所以外の場所 京都市 区

第 号

浄化槽補助金交付額決定通知書

様	年 月 日
	京都市長 (担当)

京都市浄化槽補助金交付要綱第 1 2 条の規定により補助金を交付することを通知します。	
申請年月日又は補助決定 通知の年月日及び番号	年 月 日 第 号
設 置 場 所	京都市 区
補 助 金 額	円

(留意事項)

この通知を受け取ったときは、当該通知を受けた日から 3 0 日以内又は 4 月 1 5 日のいずれか早い日までに要綱第 1 3 条に規定する浄化槽補助金交付請求書（第 7 号様式）に必要な書類を添えて、補助金の請求を行うこと。

第7号様式（第13条関係）

浄化槽補助金交付請求書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
請求者の住所	請求者の氏名 電話 ー

京都市浄化槽補助金交付要綱第13条第1項の規定により補助金の交付を請求します。														
請 求 金 額		円												
補助金交付通知の 年月日及び番号		年 月 日 第 号												
振 込 口 座	金融機関名	店舗名（支店名）	預金種目 ☐ 普通(総合) ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ☐ その他	口座番号 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 5%; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 5%; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 5%; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 5%; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 5%; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 5%; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 5%; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 5%; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 5%; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 5%; height: 20px;"></td> </tr> </table>										
	口座名義	(フリガナ) 												

※ 金額の先頭に「¥」等を記入してください。

※ 口座番号は、右詰めで記入ください。